

目次

一 労働組合法制定要求の件……………同盟會……………	一
二 十萬人突破運動に關する件……………	三
三 日本労働會館寄附金募集の件……………	五
四 失業防止及救済に關する件……………	五
五 自主的労働組合法即時制定に關する件……………東京革工組合……………	六
六 失業保險法即時制定要求の件……………	六
七 議事方法改正に關する件……………中央合同労働組合……………	七
八 内務省河川工事従業員の第三種傭人制度撤廃要求の件……………	七
九 社會民衆婦人同盟加入勧告の件……………紡織労働組合……………	七
一〇 修養團及反動團體撲滅に關する件……………	八
一一 婦人者労働保護に關する件……………	八
一二 操短即時撤廢運動の件……………	一
一三 製糸労働者組織化運動展開の件……………	二
一四 同一資本に對する闘争網確立に關する件……………神奈川鐵工組合……………	二
一五 失業防止並救済に關する件……………	二
一六 完全なる労働組合法制定要求の件……………神奈川聯合會……………	二
一七 共濟制度統一に關する件……………製鋼工場……………	四
一八 反動的闘争を敢行するの件……………神奈川鐵工組合……………	五
一九 工場協會撲滅運動を全國的に起す件……………	六
二〇 健康保險法改正並運用に關する件……………東京鐵工組合……………	六
二一 青年前衛隊組織の件……………	七
二二 完全なる労働組合法獲得に關する件……………	七
二三 十年間繼續組合員表彰の件……………	九
二四 失業者即時救済に關する件……………	九
二五 スポーツに對する無産階級的對策の件……………	九
二六 労働裁判所設置並思想判事採用に關する件……………	九
二七 公益を無視する郵便事業縮少に對する件……………	九
二八 絶對反對の件……………	九
二九 電話擴張工事繰延べ絶對反對の件……………	九
三〇 逓信従業員に政治的自由抑壓に對する件……………	九

労働組合法制定要求の件

提出 關東労働同盟會

第五十九議會に於て労働組合法案は、第五十九議會の貴族院に於いて豫期の如く審議終了に終つた。政府に對する吾人の態度は、改めて茲に述べる必要も無いのである。資本家團體の反對運動も依然猛烈を極め、本法案は勞資に狭撃せらるゝの状態を示した。然し乍ら、本法案が棄らるゝに至つたのは、労働組合側の反對運動に依るに非ずして、資本家團體の反對に基くものであることは牢記しなければならぬところである。

政府案が、改悪案として吾人の批難する主なる點は、罷業賠償の免責規定を削除したること、政治行動に拘束を加へたること等であるが、もとゞけ社會局案なるものが、吾人の立場よりすれば、頗る不満足なるものであつた。

これに就て吾人は、團體協約權確立外六項目の要求を大會の決議に依て掲げて居るのである。然るに、資本家團體は右の改悪案に對してすらも、之を棄り去らんとし或は労働會議取締法を同時に制定せよ、組合員保護規定を削除せよ、現存組合法の経過規定を削除せよとの主張を以て、事實上、労働組合法制定の制定を要求して居るのである。政友會はもとより民政黨の内部に於いても、又夫に之に共鳴するものあり、既に貴族院の委員會は故意に引き延ばされ、貴族院亦之に呼應して遂に審議終了に終らしめたのであつた。

故に、改悪法案が、労働階級の反響運動で弾かれたり考ふるは、頗る早計である。或はねばならぬ。労働組合法は、元來、労働組合の行動を規定せんとする國家の立場から立案せらるゝものであつて、労働組合運動の革命的職務を遂行せんとする立場よりすれば、如何なる労働組合法たりと雖も結局取締法たるを免む難いものである。

又、法律は事實に追隨するものであつて、各國に於ける立法の實際を見るに、労働組合の勢力増大に對し、之に一定の規準を與へ、左翼的言辭を以つてすれば、改良主義の埒内に止めんとする支配階級の言詞に基い